

旭川医科大学病院死亡事例判定委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院死亡事例判定委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院死亡事例判定委員会規程（平成28年旭医大達第19号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 病院長</p> <p>(2) 副病院長<u>のうちから</u> 2人</p> <p>(3) 事務局次長（病院担当）</p> <p>(4) その他病院長が必要と認めた者</p> <p><u>2 前項第2号の委員は、病院長が委嘱する。</u>（新設）</p> <p><u>3 第1項第1号及び第2号に掲げる委員が、医療法に基づく医療事故が疑われる事案の発生した病院に置かれる部署</u>（以下「診療科等」という。）に属するときは、当該委員は、審議に加わらないものとする。</p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 病院長</p> <p>(2) 副病院長<u>（事故防止・安全問題担当）</u> 2人</p> <p>(3) 事務局次長（病院担当）</p> <p>(4) その他病院長が必要と認めた者</p> <p><u>2 前項第1号及び第2号に掲げる委員が、医療法に基づく医療事故が疑われる事案の発生した診療科、中央診療施設等及び薬剤部</u>（以下「診療科等」という。）に属するときは、当該委員は、審議に加わらないものとする。</p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。</p>

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、第4条第1項第2号に規定する委員のうちから病院長が指名した者をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は医療法に基づく医療事故が疑われる事案が、委員長が所属する診療科等で発生したものであるときは、その職務を代行する。
- 5 委員長が不在時の委員会での決定事項は、副委員長から委員長に報告するものとする。

(略)

附 則

この規程は、令和3年8月30日から施行し、改正後の旭川医科大学病院死亡事例判定委員会規程は、令和3年7月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年7月1日付け病院組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、副病院長（事故防止・安全問題担当）のうちから病院長が指名した者をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は医療法に基づく医療事故が疑われる事案が、委員長が所属する診療科等で発生したものであるときは、その職務を代行する。
- 5 委員長が不在時の委員会での決定事項は、副委員長から委員長に報告するものとする。

(略)